

令和6年度 監査事務局 運営方針

1 組織目標

(1) 行財政運営の健全性と透明性の確保のため、多角的な観点から監査を実施します。

行財政運営の健全性と透明性の確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、経済性、効率性、有効性の観点から監査を実施します。

(2) 監査等の実施を通して業務の改善を促します。

監査等の実施に当たっては、春日井市監査基準に基づきリスクの量的重要性及び質的重要性を考慮した重点調査項目を定め、組織内部のチェック体制などに留意し、業務の改善を促します。

2 重点施策・重点事業

(1) 決算審査の実施

一般・特別会計及び春日井市民病院・水道・公共下水道事業会計に関する決算その他関係資料が法令に適合し、かつ正確であるか審査します。

- ① 一般・特別会計に関する決算及びその他関係資料の審査
- ② 病院・水道・公共下水道事業会計に関する決算及びその他関係資料の審査

(2) 定期監査の実施

財務に関する事務の執行等が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査します。

- ① 重点調査項目を設定した監査の実施
- ② 関係書類等の抽出調査、関係職員からの聴取及び必要な事項についての実地調査の実施

(3) 監査指摘事項等の周知徹底

各課が事務の進め方などについて点検を行い、適正な事務が執行されるよう、定期監査での指摘事項等を全庁的に提供していきます。

- ① 監査指摘事項一覧の配付及びライブラリへの掲載、監査 News 等による全庁的な情報提供
- ② 事務改善策の情報提供・指導